

お金のやりくり
しっかり出来てるの？

毎年度の決算から地方公共団体の財政状況が判断できる「健全化判断比率」として4つの指標と「資金不足比率」を算定し、公表しています。この指標によって、財政破たんを未然に防止し、早期に健全化に向けた対策を講じることが可能になります。

基準は「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2つに分かれています。財政状況が悪化し「早期健全化基準」を超えると、自主的・計画的な改善努力をしなければなりません。さらに著しく悪化し「財政再生基準」を超えると、国などの管理下で財政健全化が図られることとなります。平成31（令和元）年度決算から本町の比率を算定したところ、全ての比率で基準を下回っており、健全な状態であることが分かります。

① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率
- (15.00) [20.00]	- (20.00) [30.00]

③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
5.7 (25.0) [35.0]	- (350.0) [-]

※ ①・②・④は黒字のため「-」表示
() 内は早期健全化基準比率
[] 内は財政再生基準比率

特別会計の名称	⑤ 資金不足比率
簡易水道事業 特別会計	- (20.0)

※ ⑤は黒字のため「-」表示
() 内は経営健全化基準比率

① 実質赤字比率

一般会計などの赤字を指標化した比率をいいます。本町は実質赤字です。

② 連結実質赤字比率

全会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化した比率をいいます。本町は全会計黒字です。

③ 実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金・準元利償還金（借金の返済額等）を指標化した比率をいいます。本町の平成31（令和元）年度比率は5.7%です。

④ 将来負担比率

一般会計などの地方債（借入金）の償還額や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化した比率をいいます。本町は-（マイナス）となっています。

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。20%が公営企業ごとの経営健全化基準となっています。本町の簡易水道事業特別会計の資金の不足額はありません。

区分	31年度末現在高
過疎対策事業債	18億9,600万円
辺地対策事業債	2億5,000万円
教育・福祉施設債	1億6,500万円
公営住宅建設事業債	6,300万円
臨時財政対策債	17億9,500万円
その他	8億7,100万円
合計	50億4,000万円

地方債残高推移

地方債総額（実質負担額）	
■29年度	45.8億円（9.8億円）
■30年度	45.7億円（9.7億円）
■31年度	50.4億円（10.2億円）

地方債の種類によっては、その返済に係る経費の全部、又は一部を国が財政措置（交付税措置）するものがあります。高森町ではなるべく交付税措置の大きい地方債を活用しています。地方債の総額から交付税措置見込額を差し引いた実質的な町負担額は、平成31（令和元）年度時点で約10億2,900万円となります。

借金（地方債）の
残高は？

区分	31年度末現在高
財政調整基金	15億500万円
減債基金	1,000万円
農業用水供給事業基金	9億600万円
鉄道経営対策事業基金	1億1,000万円
ふるさと応援基金	9,700万円
その他	7億2,100万円
合計	33億4,900万円

財政調整基金残高

■29年度	14億2,800万円
■30年度	14億100万円
■31年度	15億500万円

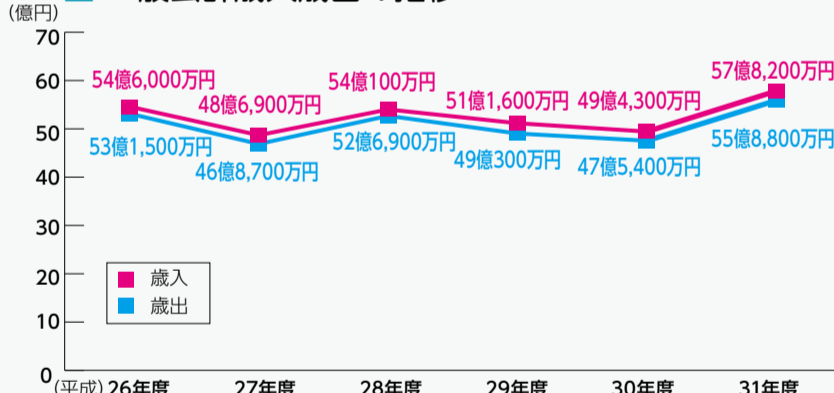
貯金（基金）の
残高は？

基金のうち財政調整基金は、自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金ですが、前年度より約1億400万円増加しています。

特別会計

	歳入	歳出
国民健康保険特別会計	10億7,400万円	10億6,000万円
後期高齢者医療特別会計	9,700万円	9,300万円
介護保険特別会計	10億5,400万円	10億1,800万円
簡易水道事業特別会計	1億7,100万円	1億5,500万円
農業用水供給事業特別会計	1,700万円	1,500万円
鉄道経営対策事業基金特別会計	5,400万円	5,400万円

一般会計歳入歳出の推移



《みんなであつくり安心の街》

- 全国重点
子どもと女性の犯罪被害防止
- 特殊詐欺（電話で「お金」詐欺）の被害防止
- 県重点
侵入窃盗の被害防止
- スローガン

「安全で安心して暮らせる街づくり」に努めましょう。

この運動は、犯罪のない安全な社会を実現するために、防犯協会をはじめとする関係機関、自治体、防犯ボランティア団体等と、警察が連携し、各地でパトロールや防犯キャンペーンなどに取り組みするものです。

10月11日（日）から10月20日（火）までの10日間、「全国地域安全運動」が実施されます。

安全で住みよい地域社会の実現を目指して



☎62-0110
通報・相談 110

全国地域安全運動
の実施について